

## 令和8年3月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

### 「香芝市複合施設整備計画策定について」

○青木恒子 香芝市議会日本共産党を代表して質問いたします。

今世界がどんどん悪くなっている、世界の平和、秩序が壊されてきていると多くの市民が平和に対して不安を感じています。平和の不安と暮らしの不安が増大しています。

平和の不安では、アメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃、報復合戦が中東に戦火を拡大させています。米軍の過失によるイラン南部女子小学校爆撃で175人のいたいけないう子供たちの死、まさに戦争犯罪です。国際人道法違反です。アメリカにおいても、戦争批判の声が国民の中でも広がっているそうです。まさに国際法違反、法の支配ではなく力の支配をやめさせ、停戦の実現を求める声が上がっているところです。3月19日には、高市首相とトランプ氏の日米首脳会談があります。アメリカに対しても、平和憲法を持っている日本の役割として、この無謀な国際法違反の戦争を一日も早く停止し、軍事への協力はできないという声を伝えてほしいと願っています。

また、暮らしの不安でも、30年間実質賃金が上がらないまま年金は下がり、国民年金や介護保険料の値上げ、これ以上切り詰めることはできないと暮らしの不安も不満も高まっています。国民の6割が暮らしが困難になっているという統計もあります。また、日本は、OECD諸国の中でも経済成長の遅れが際立っています。この間の総選挙では、高市首相の悲願でもあったと言っていた公約の食料品の消費税をなくすことも今国会の予算には入っていません。それどころか、何と所得税に防衛費1%の目的税を入れるなど、年間1人当たり28万円もの増税になっています。戦争がなくても物価高で大変な日本、日本はエネルギー自給率が14%と輸入に頼っています。ホルムズ海峡からは、98%の原油を日本に運んでいる現状です。大変な暮らしの上にガソリン代高騰と追い打ちをかける不安が今市民の中にも広がっています。今こそ平和、暮らしを大切にしていく政治が求められていると思います。

香芝市においても、物価高騰で困難を抱えてる市民に寄り添う、市民のニーズに応える地方自治体の役割が今こそ必要です。そのためには、市民との信頼関係、安心して香芝市に住むことができる行政が求められていると思います。安心というキーワードは、安全な環境、孤立させない社会の取組がこんな不安なときだからこそ今必要です。例えば孤立させない取組には、子供たちの不登校対策、青年たちのひきこもり対策、高齢者の孤独死対策などなどがあります。

今自治体の役割は、少子・高齢化に向けて市民との信頼関係、人のつながりを大切に安心して住めるまちづくりが香芝市だけではなく全国的な課題と言われています。そのために

は、トップダウンの政策ではなく、市民の声やニーズが生かされた行政が大切と考えます。最少の財源で最大の効果を生むは、市民のニーズからスタートしないと市民の要求からかけ離れた効果のない政策になると思います。

市民との信頼関係においては、行政だけではなく、この市議会や各議員にも問われている問題だと私は思います。例えば香芝・王寺環境組合との訴訟問題で香芝市が敗訴しました。一貫して日本共産党は、法的な観点から香芝市の問題点を指摘してきました。この教訓は、行政のみならず、議会や議員に対して法的観点からの研究や冷静な判断が求められていたと思います。議員としての議案採決に加わる重みを感じています。

今回市民のニーズに応じて、以下の5点の質問を行います。

次の5つの大項目について質問します。1、香芝市複合施設整備基本計画について、2番目、健康寿命対策、水浴訓練について、3、デマンド交通値上げについて、4、子供たちの安全なスケートボード使用場所について、5、二上山の環境問題について行います。

壇上からは、香芝市複合施設整備計画策定に当たっての質問を行います。先ほど木下議員からの質問もあったところを削除しながら質問したいと思います。

最初の質問は、この複合施設整備計画について市民への意向調査を行っていると聞いていますが、その結果はどうなっているか知らせてください。

議場からの質問はこれで終わります。

**○総務部次長** 失礼いたします。先ほどの木下議員のご質問と一部答えが重複してしまいますけども、学校法人、社会福祉法人及び文化活動を行う団体をはじめとする施設の利用が見込まれる各種団体に対してアンケート調査を実施し、調査の結果を踏まえてヒアリングを実施しているところでございます。また、基本計画の素案が整い次第、市民の皆様のご意見を伺う機会として素案に対する意見公募を実施する予定としておりますが、財政的な課題を抱えたままで形式的な意見公募を行うことは必ずしも適切ではないものと考えことから、事業の実現可能性を含めて意見公募の実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

**○青木恒子** 私は素案の問題をお聞きしたいんですけども、基本構想のステップということにおきましては、例えば素案があつて、そして市民説明があつて、議会上程してというふうな順序があると思うんですけども、この大きな素案について、内部の担当所管でたたき台としてはどういうふうに検討されてきたのかお聞きします。

**○総務部次長** 失礼いたします、基本計画のということでございますか。

今現在それを策定しているところでございます。基本的には内部でつくってございます。

**○青木恒子** それでは、内部でもたたき台として検討しているのと。

それで、各種団体へのヒアリングの目的はどのような目的でしょうか。

**○総務部次長** 失礼いたします。現在利用されてる方の利用のしやすさというようなものがございます。また、そういった意見をお聞きしたいというふうに思います。それと、やはり音楽ホールとなりますと私どものほうにそういった知識、情報がありませんので、使って

おられる方のご意見を聞かせていただいているということでございます。

○青木恒子 素案を片方で練りながら、そして各種団体へのヒアリングというふうな形だと思んですけども、ヒアリングの開始した日とヒアリングを行った団体数を教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。正確な日付につきましては、手元に資料がございませんが、年が明けてからでございます。

それから、ヒアリングを実施した数、すみません、まずアンケートを行ったんですが、アンケートを行った団体というのは基本的に現在公民館それから文化センター等を活動の拠点とされてるグループでございますので、80ぐらいだったと思います。そのうち大体、音楽それから文化活動、合わせて15から20程度の団体さんにヒアリングをさせていただいてるところでございます。

○青木恒子 先ほどもお話ししたんですけども、この策定に当たって、今年度中に基本策定がこの8月にできるってふうなことですけども、実はこの2025年8月19日に産経新聞のほうにこういう日程でやるんだというふうな報道もされてるわけですけども、具体的に私自身が思うには、基本構想をつくるに当たっては、内部から素案があって、その素案に沿って市民に説明、パブリックコメントをもらう、そして議会に上程ということですけども、これは逆になってるというふうに思うんですが、報道機関にということですので市長にお伺いしますが、このステップについてはプロセスが違うと思うんですが、そのことについていかがでしょうか。

○市長 お尋ねの趣旨が少し分かりかねるところもございますので、まず本市におきましては、香芝市複合施設整備基本構想を令和7年8月に策定をさせていただきました。そして、令和7年度におきましては、それ以降、現在香芝市複合施設整備基本計画の策定業務を専門の業者に委託をいたしまして実施をしているという段階でございます。そして、その基本計画の策定業務の中におきまして、市民の皆様のご意見を伺うという過程を丁寧に進めているところでございまして、特に問題があるような進め方ではないと考えてございます。

○青木恒子 まず、先ほども申し上げましたように、市民のニーズに応える政策ということでいえば、まず市民のニーズ、実態をつかんだ上で基本政策を練っていくというのが順序立てとしては妥当だというふうに思います。そういう意味でプロセスが違うのではないかと、いうことを指摘させていただきます。そのことについては市長はいかがでしょうか。

○青木恒子 まず、基本構想を練るに当たって、まずは内部で提案する、内部で検討する、そして市民に説明して市民参加の形で要望を聞いていく。しかし、今回は、先にこういうふうやっていくということを出して、後から市民の声を聴いていく、これは逆ではないかということをおっしゃるんですが、いかがですか。

○市長 複合施設整備のこの関連事業につきましては、私が言い出したわけではございません。私の就任時点におきまして、もう既に市議会の多数におきましてその整備を強く求め

る声が相次いでいたものと認識をしております。そして、複合施設整備基本構想につきましては、あくまで基本的な構想を記載しているものでございます。その中におきましては、旧香芝市モナミホールの、令和4年9月末に建物を除却しておりましたので、それに代わる施設の整備が急がれていること、またその整備に当たっては、複合化を前提として国の有利な財政支援である公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業の活用をしっかりと図っていかなければならないというようなことも考えられてございました。香芝市複合施設整備基本構想におきましては、それらの基本的な構想を記載したにすぎませんので、その上で基本計画の策定に当たって市民の皆様のご意見を丁寧にお聞きをしているという段階でございます。基本構想もなければ市民の皆様にご意見を聞くこともできませんので、順番としては極めて適当な段取りを経ているものと認識をしております。

○青木恒子 ぜひとも議会の中でも十分な審議というか、全員協議会なんかで説明をしていただくとか、具体的なことがあればさらに中身の審議が進んだのではないかというふうに思います。

次に行きます。

基本計画の策定に向けたこれまでの経過について、どのようなものであったか教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。令和7年6月に基本計画策定業務の委託料を補正予算に計上し、同年8月には香芝市複合施設整備基本構想を策定いたしました。その後、同年10月6日に実施した公募型プロポーザルにより株式会社佐藤総合計画が基本計画策定業務を受託し、令和8年1月8日には先進地視察等も行った上で、現在各種団体へのヒアリングを実施しているところでございます。

○青木恒子 経過は分かりました。

それでは、今この予算が160億円に膨らむということで見直さな駄目なんではないかという話がありましたが、この概算事業費の検討について香芝市の専門技師、職員による算定はどのようなものであったか教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。香芝市の職員が積算しているわけではございません。今基本構想の受託事業者のほうにおいて出していただいた数字でございます。ただ、概算事業費につきましては、昨今の物価高騰の影響を踏まえ、他の自治体の類似事例や建築コスト情報の平米単価を基準に試算したものでございます。令和7年8月に複合施設基本構想を策定した時点では80億円から110億円程度と想定していましたが、その後、物価高騰の影響を踏まえた試算において、複合施設整備基本構想に示した全ての機能を導入した場合の工事等に係る事業費が160億円程度に上る見込みとなりました。

なお、この金額には用地の取得費や立体駐車場等整備費用は含まれておらず、これらを含めると事業費はさらに増大することとなるものでございます。

○青木恒子 本当に大きなプロジェクトですから、市の専門職の方が大きな概算を打ち出し、そしてしかもそういうことがあれば、予算がオーバーになるからこの株式会社のほうに

策定業務を委託しなくても済んだわけであります。そういうことも含めまして、なぜ素案の中に立体駐車場が入らなかったのか、全体の予算を組むわけですから、なぜこの立体駐車場を入れなかったんでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。素案というのは何の素案でございましょうか、構想でございいますか、計画でございいますか。

○青木恒子 香芝市の担当所管として練り合わせてきたと先ほどおっしゃってたので、それに基づいて基本政策の策定業務というのを委託されたというふうに思うんですけども、まずは市のほうで概算事業費の検討はしなかったということは先ほど言った答弁でよろしいでしょうか。

○副議長（木下充啓） 青木議員、用語を明確に区分していただきたいんですが、基本構想なのか基本計画なのか、基本政策とは何を意味するのか明確にして質問を再度お願いします。

青木議員。

○青木恒子 基本計画についてです。

○総務部次長 失礼いたします。基本計画は、今現在つくっているところでございます。まず、駐車場の整備が必要であるということ自体は、基本構想のほうにもお示しはさせていただいております。今既に要は造っていかうとしている本体だけで160億円程度に上がっているということで、駐車場整備におきましても事業費が必要なことは理解はいたしております。本体のほうから順番に積算させていただいてるっていうような状態でございます。

○青木恒子 私が申し上げているのは、全体のトータルの概算事業費というのをまずもって市のほうが持つておきながら計画は進めていくべきではないかということで、予算の甘さを感じるわけです。令和6年にこの基本計画策定業務の委託料を補正予算で計上してまますけれども、その中には入っていないと、そしてまたこの今計画を立ててる基本構想の中で追加して立体駐車場を入れていくと、ますます予算が足らなくなるという、そういうことを先ほど聞いていて思ったんですけども、そういう概算事業費の予算の見積りの甘さについてはどうお考えでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。今現在令和6年の補正予算とおっしゃいましたのは基本計画策定業務のこととございまして、要はどんなものをつくっていくかという策定の中で駐車場等の話が出てまいりますので直接的に駐車場の経費を積んでないことと今おっしゃった補正予算で委託料の問題とは別かなというところでございます。

○青木恒子 まず、大きなプロジェクトですから、この事業費ではどれだけかかるんだと、そういうことを頭で見越しながら、次にじゃあその計画を立ててもらおうということで1,240万円を出して計画を立てていってもらってるのが、今最中だと思うんですけども、大きなプロジェクトにおいて駐車場というのは、本体だけでは済まないことぐらい行政としては理解していたんじゃないでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。繰り返しの答えで恐縮ですが、基本構想の中にも駐車場

が必要であるということは書かせていただいております。また、議会のご質問におきましても、基本構想に関するご質問をいただいたときにおきましても、駐車場がこの後プラス必要ですよというお話は過去にも答弁させていただいてると思います。当然この計画をつくっていく中におきましても、駐車場が必要であるということは織り込んでいくつもりでございます。

以上です。

○青木恒子 そういふことでしたら、必要だということをお織り込んできたということですが、それでも、それではこの概算の事業費っていうのは市としてはどういふふうにして決まってきたんでしょうか。

○総務部次長 先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

○青木恒子 先ほどお聞きしたら、私自身は、聞いてて、とても甘い概算と熟議が足らなかつたのではないかと、そしてこの曖昧な内容を報道機関にまずは知らせて市民には本当に楽しみだといふふうな形になつてゐるわけですが、現在はなかなかそこには至つていないといふ、そういう混乱を招いてゐるといふふうにおもいます。今後複合施設の整備に向けた課題ということについてはどのようにお考えですか。

○総務部次長 失礼いたします。物価高騰の影響によりまして複合施設整備事業の工事等に係る事業費が試算で160億円程度に上る見込みとなっておりますが、財源として予定していた公共施設等適正管理推進事業債を最大限に活用するとしても数十億円もの追加の財源が必要となる見通しであることから、その財源の確保が一番の課題であると思料してございます。

○青木恒子 そしたら、その財源確保ができなかつたらこの基本計画は取りあへず白紙撤回といふふうな形になるのではないかと、いかに思ふのですが、いかがでしょうか。

○総務部次長 今後の予定ということでご回答させていただきます。

令和8年6月に基本計画を策定予定しておりますが、具体的な事業の進め方、事業の実施に向けた諸課題を整理しているところでございまして、現在、複合施設整備事業の実施の可否についても基本計画の策定に併せて判断していきたいと考えております。

○青木恒子 8年6月にこの策定が終わるといふことで、それから判断していくといふことは分かりました。

それでは、その財源確保とともに、この事業の現状を市民や報道機関に知らせるべきではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。この間思つたのは、施政方針の中で市長からその報告がなかつたので未知数なところは多々あると思ふのですが、そのことについて市民や報道機関に知らせるのは6月に決定が出てからといふことでよろしいでしょうか、市長。

○市長 令和8年6月頃に策定を予定しております香芝市複合施設整備基本計画におきまして、議員がご懸念いただいているところにつきましても明らかになってくるものと考えてございますので、しかるべき時期に報道関係への情報提供も含めまして適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○青木恒子 よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

今後の問題としては、香芝市は将来負担率43.6%とまだまだ厳しい中、身の丈に合った予算の使われ方をしていくというのが今の行政の課題だというふうに思っています。全国的にも箱物をつくっていくことを控えている行政が多い中で、財政面を考えるなら勇気ある白紙撤回も必要だというふうに私は個人的には考えています。しかし、香芝市民の公共施設の1人当たりの面積は2.3平米です。全国平均の7割、全国平均でいえば3.42平米です。香芝市民の公共施設の面積が少ないということも考えていかなければならないのではないかとこのように思ひます。公共施設の老朽化は、近隣市町村の悩みでもあるだけに、広域で連携しての解決策も模索していくことも課題だと思います。公共施設などの適正管理推進事業債の適用期限が迫った中での早期事業着手となって、十分な議論がされずに来たことにも大きな問題があったと思ひます。市民のニーズや議会での審議が不十分な中で、この計画を先に報道機関に発表し、市民に大きな混乱をもたらす結果になっているのは残念です。トップダウンのやり方では結局税金の無駄遣いになることが判明したようにも思ひます。今後課題、市民のニーズに寄り添った形での進め方を希望して、この質問を終わります。

#### 「健康寿命対策 水浴訓練」

○青木恒子 2番目に、健康寿命対策、水浴訓練についてお尋ねします。

福祉センターの中にととてもすてきな水浴訓練室があることを知り、この概要について教えてほしいと思ひます。

○健康福祉部次長 失礼いたします。水浴訓練室は、平成10年の香芝市総合福祉センター開設時より設置している施設でございます。全体の面積は258平方メートルでございます。そのうち、プール槽の面積は63平方メートルでございます。その他脱衣室、監視室、トイレ及びシャワー室が施設内に整備されてございます。また、水浴訓練室のプール槽には、温泉水を利用している状況でございます。

以上です。

○青木恒子 これは、これができた当時NHKでも報道されたというふうに、立派な施設というふうに私も聞いてまして、見学に行つて、本当に立派だなというふうに思ひました。

水浴訓練室を整備した目的や効果について教えてください。

○健康福祉部次長 介護予防や健康増進を図る目的により整備した施設でございます。水浴訓練は、温水プールで浮力、水圧、抵抗及び水温という物理的特性を利用し、身体への負荷を減らしながらリハビリや運動を行うことで筋力、体力及び関節可動域の維持及び向上といった効果が維持できるものと考えてございます。

以上です。

○青木恒子 効果が出るということで、高齢化社会を迎えるに当たつて健康寿命にとつても有意義なところだというふうに思ひますが、過去にどのような団体が利用されていたか

お聞きします。

○**健康福祉部次長** 過去には、平成10年度より、老人保健事業の一環といたしまして水浴訓練事業を開始いたしました。平成18年度の介護保険法改正後から平成31年度までは、地域支援事業の一環といたしまして、高齢者の介護予防を目的といたしまして水浴訓練を実施しておりました。また、市の介護予防事業と並行いたしまして、平成19年度より老人クラブが会員の健康保持増進を目的といたしました水浴訓練室を利用していただいている状況でございます。

以上です。

○**青木恒子** それでは、現在利用している方の使用状況についてまた教えてください。

また、老人クラブ以外の団体や市民などの利用及び利用の希望はあるのでしょうか、教えてください。

○**健康福祉部次長** 現在は、市内37地域の老人クラブが加盟している香芝市ふたかみクラブ連合会が、水中歩行を通じて健康の保持及び増進を図るため、1週間当たり3回利用していただいている状況でございます。また、現在香芝市ふたかみクラブ連合会以外の利用はございません。

また、市民からの利用の要望につきましては、過去に3件程度の問合せがあったと認識してございます。

以上です。

○**青木恒子** このふたかみクラブ連合会で実施をされてる方が本当に健康増進につながっているという声をよく聞いているわけです。しかし、老人会に入っていなかったら使えないかという声も多数聞いているところです。

次の質問では、香芝市のふたかみクラブ連合会の1週間の利用者の延べ人数は何人になりますか、また1週間の利用時間はどのようになっているか教えてください。

○**健康福祉部次長** 1週間当たりの利用者の延べ人数は約40人となっております。また、1週間における利用時間につきましては、月曜日、火曜日、水曜日、それぞれ午前9時から午前9時50分までと午前10時から午前10時50分まで、午前11時から午前11時50分までの1日当たり3回の利用となっております。1週間では、9回の利用となっている状況でございます。

以上です。

○**青木恒子** 1日当たり3回というのは午前が3回ということで、そういうふうなことを考えたら、何かま取れるかといえば、1日6こまとすれば6、5、30こまというふうに思うんですけども、使用する際にどのような条件で使用できているのでしょうか。

○**健康福祉部次長** 使用する際の条件といたしましては、事前に心電図所見、血圧及び脈拍についての注意事項について水浴歩行への適用を認める旨の医師の意見書の提出を求めています。利用する当日も、体調に問題がないことを条件として使用できるようにしてございます。また、香芝市ふたかみクラブ連合会が使用中の安全管理を行うために、プール内

に監視員を配置することを条件として使用を認めている状況でございます。

以上です。

○青木恒子 それでは、具体的にその水浴訓練はどのようにされているのか教えてください。

○健康福祉部次長 プール内の訓練は、指導員を配置せずに行っていることから、香芝市ふたかみクラブ連合会が訓練の参考となるパネルを準備していただいております。同じ時間帯の参加者と一緒に楽しみながら介護予防を意識した水中体操の運動を行っていただいている状況でございます。

以上です。

○青木恒子 参加されている方からお話を伺うと、この日をとても楽しみにしているし、足の機能もよくなったというお声も聞いています。今後の課題を香芝市としてはどのように考えているか教えてください。

○健康福祉部次長 現在は、香芝市ふたかみクラブ連合会による自主的な活動を主体としたしまして、安全確保のための監視員の配置や医師の意見書提出を条件に継続していただいておりますが、市民の行政需要が多様化する中で、公平に幅広く利用することができ、健康増進に寄与していただくための仕組みづくりや安全管理体制のさらなる強化が課題であると考えてございます。

以上です。

○青木恒子 ぜひとも幅広い方が利用できるような対応を考えていただきたいというふうに思うんですけども、老人クラブが入っていないということで先ほど計算したら1週間30こま、現在は9こま使用ということで、その立派な施設は20%しか使用されていないということですね。80%が残されているという、そういう費用対効果を考えたら、さらに使用方法を前向きに考えていただきたいというふうなことです。そして、地方自治法の第244条には、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする、普通公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない、普通公共団体は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしてはならないという、そういう244条がありますので、安全・安心に使うためにも広くこの残された施設を利用できるように、80%分を市民が利用できるような方策を今後考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### 「デマンドタクシー値上げについて」

○青木恒子 それでは、デマンド公共交通の値上げについてお尋ねします。

先ほど中山議員からの質問があったので、その答弁についてはよく理解しております。しかし、私は、この問題について質問する前に聞きたいと思います。

自治体が署名の名簿の中に利用者がどれだけいるかを調べたと3月定例議会の委員会で

発言がありました、何を目的に行ったのか教えてください。

○都市創造部長 都市政策交通課において保有、管理するデマンド交通の利用者の個人情報は、デマンド交通を利用するために必要な個人情報を収集したものでございます。要望書に添付された署名簿の個人情報は、デマンド交通の運営について氏名及び住所を記載し、個人を特定した上で具体的に要望していることを表すものでございます。都市政策交通課がデマンド交通の利用者と要望書に添付された署名簿を対照してデマンド交通の利用者のうち何名の方が要望しているかを確認することは、デマンド交通の運営において要望書の内容を踏まえた課題や方向性を検討する上で相当な理由があることから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の「所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当し、適法であるというふうに判断しております。

以上でございます。

○青木恒子 私がこの質問に立つ前も電話もいただいたわけですが、そういうことをされているということについて市民のほうからやっぱり怒りのお電話もいただいています。自治体が署名簿を使って個人を特定照会したことが明らかになったわけですが、個人の情報保護の観点から問題はないのでしょうか、例えばプライバシーの侵害、参政権の侵害、香芝市個人情報保護に関する法律施行条例、これに違反してないというふうな形で受け止めてよろしいでしょうか。

○都市創造部長 先ほどの答弁と一緒にすけども、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の「所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当しておりますので、適法でございます。

以上でございます。

○青木恒子 相当の理由とは明らかではありません。この署名については、値上げに反対という趣旨で住民が書いた署名です。それをデマンド交通の政策に使うという目的外使用については、してはならないというふうに書いています。署名の趣旨は、値上げ反対です。自治体が署名の本来の目的以外に使うことは、個人の情報保護の観点から見ても原則的に不適切です。例えば緊急な災害のときとか、そういうのだけが別に扱われています。そういうことにおきまして、これは市民が声を上げているわけです。それを行政がチェックする、それは市民の気持ちを抑えるような効果になってしまいます。参政権の侵害に当たるというふうに思います。自治体が各個人を特定して照会していることが判明したら、それこそこれは大きな問題です。条例違反におきましても、香芝市の条例3条にも書いています。3条の3の2、個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止などの義務に関する事項があります。これ、第三者の提供というのは、委員会で発表されました。そして、目的外の使用、市民が勇気を持って値上げに反対だというふうに書いた人の名前を挙げて照会する、これは憲法13条に反する内容だというふうに思います。いかがでしょうか。市長、いかがでしょ

うか。

○市長 先ほども都市創造部長が答弁をいたしました。都市政策交通課において保有、管理するデマンド交通の利用者の個人情報につきましては、デマンド交通の利用をするために必要な個人情報を収集したものでございまして、要望書に添付された署名簿の個人情報は、デマンド交通の運営について、氏名及び住所を記載し、個人を特定した上で具体的に要望していることを表すものでございます。都市政策交通課がデマンド交通の利用者と要望書に添付された署名簿を対照してデマンド交通の利用者のうち何名の方が要望しているかを確認することは、デマンド交通の運営におきまして要望書の内容を踏まえた課題や方向性を検討する上で相当の理由があることから「所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合」でありまして、「当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」と法律に定める要件を充足し、適法であると考えてございます。議員のご指摘は、全く当たらないものと考えてございます。

○青木恒子 全くその答弁は当たっていないというふうに思います。第4条の個人情報に関する秘密保持、目的外利用及び第三者への提供の禁止というのが義務づけられています。これは上位規定です。憲法13条、上位規定です。これの法的な根拠を明らかにされないまま市民の人権が侵害されているという、これは大きな問題です。しかも、その名簿を使って照会していい内容ということは、許されていい場合は災害時の救助、人の生命に関わる緊急事態のときのみです。それにもかかわらず調べるというのは、違法だというふうに思います。そして、何より247名の方がたくさん使うから値上げをするんだという、そういうことにつきまして、247名の方の意見も聞いていない中で署名の名簿と、それと利用者を照会するなど、とんでもない行政だというふうに思います。この問題については、改めて再度追及してまいりたいというふうに思います。

デマンド公共交通タクシーの福祉としての役割ということについてどのように考えておられるのか、よろしくお願いします。

○都市創造部長 福祉としての役割の意味するところは、必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難でございます。一般的に香芝市デマンド交通は、香芝市内における市民の日常生活及び社会生活における移動を支える地域公共交通であり、移動を支える民間事業者が運行する鉄道、路線バス及びタクシーを補完するために香芝市コミュニティバスと併せて運行しているものでございます。今後においても、それぞれの事業主体と連携しつつ、通勤、通学や買物、通院等の住民の日常生活における移動を支えるそれぞれの交通手段の持続可能性を高め、利便性の高い交通体系を構築してまいります。

なお、いわゆる福祉という観点からの施策としては、先日令和8年3月3日の本定例会の本会議における三橋市長の施政方針でも言及されたように、介助者が必要な状態にある障害者が介助者を伴って香芝市コミュニティバスを利用する場合に介助者の使用料を免除することができるように関係例規の適用関係を見直すことや健康福祉部から先ほど答弁がありましたように、福祉タクシー制度の仕組みを活用してデマンド交通の利用に伴う運賃を

助成していく予定でございます。

以上です。

○青木恒子 デマンド交通運行に関する条例第1条はどのように書かれていますか。

○市長 条例にどのように書かれているかというご質問ですか。

それは、条例ですから、議員ご自身でお調べいただいたら結構かと思います。

○副議長（木下充啓） 青木議員。

○青木恒子 担当所管がこの業務に伴ってやっているわけですから、担当所管に聞いてるわけです。

○都市創造部長 お時間を取っていただき、ありがとうございます。香芝市デマンド交通の運行に関する条例でございます。「第1条 この条例は、日常生活に必要な交通手段を確保するため、デマンド交通を運行し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」というふうになっております。

以上です。

○青木恒子 公共の福祉を増進するためにする事業であります。そういう意味では、公共交通の理念というのは、単なる移動手段を超えて社会が健全に機能するためのものだというふうに思います。生存権、憲法25条、そして幸福追求権、憲法13条、これを支える大きな土台というふうな形で思います。今、過去は採算が取れているかどうかというビジネスの側面が大きかったんですけども、現在日本では移動は基本的人権であると、移動権であるという考えが主流を占めてきています。そういう意味におきまして、この主流となる移動権ということについて今後も考えていっていただきたいと、そういうふうに思います。たとえ赤字であっても税金は投入していく、デマンド交通を維持していく、これは公的な責任だというふうに思っています。今後この問題について、また追及してまいりたいというふうに思います。

そして次、運賃を値上げすることによってのメリットは何なんでしょうか。

○都市創造部長 年間総利用回数の約半分を利用されてきた約250人程度の方については、利用が抑制される方向に作用するものであるが、むしろそれは施策として意図するところでございます。予約状況の改善によって実利用者数は増加するとともに、運賃の改定によって利用の平準化が図られると考えております。また、民間事業者によるタクシーの運賃との大きな乖離を解消することで市内における営業の活性化が見込めること、人件費や物件費の大幅な上昇により年々増額していた委託料が減少することでございます。

以上です。

○青木恒子 先ほど言いましたけれども、基本的人権の移動権というふうな形の見方もあると思うんですけども、利用者が、250人が使い過ぎてるから値上げするんだという根拠にはならないというふうに思います。なぜといえば、担当所管がこれは計画した中身ですよ、それで偏ったというのなら違う提案があるはずではないでしょうか。値上げすることによってそれを解消するというのは福祉の増進には当たらないと思いますが、いかがでしょ

うか。

○都市創造部長 料金改定につきましては、今後の地域公共交通の利便性におきましても今後維持管理できるように、10年、20年たっても地域公共交通がちゃんと運営できるような形で考えたものでございます。

以上です。

○青木恒子 公共の福祉の増進ですから、今こんなに物価高で苦しんでいる方々のために寄り添う施策というのは必要ではないでしょうか。どこの自治体でも2.5倍の値上げというのはとんでもないと、そういうことを聞きます。生駒市におきましては、500円では利用者が少ないからといって400円に下げています。全国の基準は、300円がとて多いわけですが、その判断はいかがでしょうか。

○都市創造部長 少し長くなりますけれども、デマンド交通の運賃改定については、主に4つの理由がございます。

1つ目は、現在のデマンド交通の利用が一部の方に偏っていることでございます。令和6年度では、年間総利用回数約4万6,000回に対して実利用者数は2,464人とどまり、しかも年間利用回数の多い上位247人の利用で年間総利用回数の約50%を占めており、247人に対して約4,600万円の事業費の半分もの金額を費やしていることになり、一部の限られた方が大きな利益を享受している、一方でそれ以外の方にとっては予約の取りにくい状況が続いているため、是正の必要がございます。令和7年度の実績でも同様の傾向が見られるものでございます。

2つ目は、現行のデマンド交通の運賃と民間事業者によるタクシーの運賃に大きな乖離がございます。一般社団法人奈良県タクシー協会や地元事業者等から、デマンド交通の運賃が廉価であることによって民間事業者のタクシーの営業が困難となっており、かえって香芝市内での交通の利便性を損なっているといった指摘も受けております。

3つ目は、民間事業者によるタクシー運賃と比較してあまりにも低額であることから、現行のデマンド交通の運賃については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条に規定する不公正な取引方法としての不当廉売に該当する可能性があるとの公正取引委員会の見解が示されていることでございます。

4つ目は、デマンド交通の委託料が年々増額し、今後も委託料の増額が見込まれることでございます。

以上のような諸事情を踏まえ、受益に応じた負担の見直しを図り、持続可能な地域公共交通としてデマンド交通の事業を継続していくため、運賃の改定が必要であると判断したものでございます。

以上です。

○青木恒子 お話を聞いていると、タクシー業者のほうに視点を当てるのか、市民のほうに視点を当てるのか、そういうふうにも感じます。

令和7年度のこの事業費の経費のトータルは幾らになりますか。

○都市創造部長 休憩を取っていただいております。デマンド交通ですけども、令和7年度、運行費用として委託料4,919万4,000円でございます。

以上です。

○青木恒子 それでは、令和8年度の予算、これはデマンド交通業務委託料と、それと地域公共交通運賃助成事業と合わせて幾らでしょうか。

○都市創造部長 令和8年度の運行委託料が4,480万6,720円でございます。それと、香芝市地域公共交通運賃等助成事業として1,600万円を見込んでおります。

以上です。

○青木恒子 ということは、市の持ち出しは幾ら増えたわけですか。

○都市創造部長 運行委託料で700万円ほど減少しております、1,600万円とすると、700万円から1,600万円引いていただいた900万円ほど、これはあくまでも香芝市地域公共交通運賃等助成事業でございますので、これについては、あくまでもデマンドタクシーだけではなく必要最小限の方が地域公共交通を利用できるようなというふうな意味合いも多く含まれていることをご報告させていただきます。

以上です。

○青木恒子 900万円ということでしたけれども、市民は本当に納得がいないということ、そして予算からも持ち出し分が増えると。デマンド公共交通の利用者の数が500円にしたら減るのではないかと業者にとっても不安定な政策です。行政として、最少の財源で最大の効果を生み出すという地方自治体法にも大きく反するという問題だと思えます。これを実際やる中できちっと実証実験をして、本当に効果があるのかどうか今後試していただきたいというふうに思います。要望しておきます。

次に行きます。

#### 「こども・青年たちのスケートボード使用場所について」

○青木恒子 子供たちの安全なスケートボードということで質問したいと思います。

2020年からオリンピック競技となって、全国でもこの競技場が増えているそうです。1999年で32か所だったのが今現在4,754か所と増えています。パリの五輪では日本人も大いに活躍し、青年にはこのスポーツが広がっているというところです。奈良市のスケートパークとか、そういうところもちろんあるんですけども、この問題についてお尋ねしたいというふうに思います。

私は、この問題を質問するに当たって、昨年11月にこの近くにある今池親水公園でスケートボードによる事故が、残念ながら事故があったというふうに思うんですけども、教育部としてその教訓はどういうふうになっているか教えてください。

○教育部長 令和6年11月6日で、一昨年でございますが、この事故からの教訓でございます。

事故当日に緊急の香芝市校長会を開催して状況を共有したところであり、この事故を受けて、改めて水難事故防止の啓発や安全指導の重要性について確認したところでございます。このことから、事故発生日の翌日には各学校において全校集会等を開催し、水難事故防止についての注意喚起を行うとともに、各長期休業日前には、安全指導の一環として児童生徒や保護者に対して水難事故防止等と呼びかけました。また、これまでもより現実的な安全確保につながる運動の経験として着衣水泳の指導を行っておりますが、令和7年度においては、全ての小中学校の管理監督職及び体育主任の職にある者に対して、危機管理課と連携して令和7年6月27日及び同年7月3日に着衣水泳の指導について研修を行いました。

以上です。

○青木恒子 着衣水泳が大事だということと例えば災害が起こったときには自分たちで助けに行かない、大人を呼ぶとかという視点も当然指導として入れていていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きますが、スケートボードが若者の間で人気が高まっているというふうに思うんですけども、令和7年6月、眞鍋議員が、そして7年9月には上田井議員がスケートボードの遊び場所の確保ということで質問されたと思います。その当時からこの問題になってきたというふうに思うんですけども、市内にスケートボードパークがなく、子供たちが駅前や公園など公共の場で肩身の狭い思いをしながらスケートボードをしているという現状は今も変わっていませんが、議会でも取り上げてきたように、このスケートボードの使用場所については切実な声が上がっています。11月にスケートボードを使用する子供の被害がこの近くで起こったわけですが、残念ながら私はまたそこを歩行したときにスケートボードをしている子供を見かけました。そういう意味におきましては、子供たちの遊ぶ場所がないというこの現状について市はどのように認識しているのか教えてください。

○教育部長 こういった実態、子供たちの遊ぶ場所がないというところにつきましては、近年スケートボードは若年層を中心に人気が高まっており、子供たちからスケートボードで遊ぶ場所を求められていることにつきましては本市でも認識してございます。

以上です。

○青木恒子 スポーツの要求っていうのが青年層でも高まっているということについて、香芝市としてはどうすることかということが試されてるというふうに思うんですけども、市としての認識や考え方において、例えば庁舎内駐車場の、例えば休日に使用するか、そういうふうな形で庁舎から提案する、という、そういうふうな形はできないかなと、そういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。庁舎の駐車場の利用について提案いただけないかということでございますが、まず庁舎の駐車場の使用状況からご説明をさせていただきます。

休日等の閉庁時における庁舎駐車場につきましては、隣接する総合体育館、中央公民館、文化センターの利用者の駐車場として使用することが多いです。また、指定管理者より事前に使用申請を提出してもらうことで、駐車場全体がスポーツ大会などイベント等に活用さ

れることもございます。また、ふれあいフェスタや冬彩などの市民祭り、消防団の放水訓練など、公共性の高い行事については貸出しを行っておりますが、個人への貸出しは行っていない状況でございます。このように、休日の駐車場は体育館や文化センター等の利用と密接に連動しておりまして、常に空いているわけではない状況でございます。令和6年度の実績を申し上げますと、大体118日の休みのうち74日、62%が駐車場として使っているという状態でございます。

○青木恒子 駐車場の利用が多いということはよく分かりました。ただ、これ、全面をというふうな形じゃなくて一部を開放してはどうかというふうに思うんですけれども、例えば三角コーンで区切るとか、限定的な形での開放をしてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします、庁舎来客用駐車場をスケートボードの場として活用することについては、幾つかの課題が考えられます。

まず、施設面の課題として、スケートボードのいわゆる技を行うためにはランプやボックスと言われる専用設備が必要ですが、現状それらはございません。また、駐車場内の車止め、階段や手すりなどは、スケートボード用に設計されたものではなく、使用した場合に破損するおそれがございます。

続けて、安全管理面の課題として、スケートボードはオリンピックにおいてもヘルメットや膝当てなどの安全対策を施した上で行われており、駐車場等の場所を開放するだけでは安全が確保できません。けがをするなどの事故があった場合の補償の問題も含めて検討いたしますと、安易に開放することはできないものと考えてございます。

利用調整の課題といたしまして、先ほど申し上げたとおり、休日の駐車場は総合体育館や文化センターの利用者のために使用いたしております、スポーツ大会やイベントと重なった場合にはスケートボードの利用場所として確保することは困難でございます。

以上です。

○青木恒子 例えばスケートボードが歩行している市民に当たるとか、反対に事故につながるということがないためにも、この間3回目のこの問題になりますので、ぜひとも空いてる箇所、狭い場所でもいいですから、子供たちの要求実現のために検討していただきたいと思うんですけれども、実現に向けた今後の課題について、いろいろ課題はあるというふうに分かったんですけれども、前向きに検討していただきたいというふうな願いがあるんですが、いかがでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。庁舎駐車場の開放につきまして、他自治体における事例を調べましたところ、山梨県庁で県庁前の場所を定期的に開放しているという事例がございました。まずは、他自治体における公的な場所を開放している事例について、安全管理の方法や近隣対応、利用ルールの設定など、どのように課題を解決してるかを含めて、実現の可能性について情報収集や研究を進めるところから始めさせていただけたらと思います。

以上です。

○青木恒子 ぜひとも前向きな検討で青年のスポーツ要求を、そしてこの問題については、公共施設ということで都市創造部のほうで公園施設のほう、用意をされてるとお聞きしましたが、その予定というのはどういう計画になってますでしょうか。

○都市創造部長 他の利用者の安全性が確保されており施設を破損するおそれがなければ、道路や公園においスケートボードを利用することは可能であると考えております。騒音や歩行者等との接触による危険性などから、自由に遊ぶ場所が限定されているというふうに認識しております。このため、香芝市スポーツ公園内に整備する予定のスポーツクライミング競技施設と併せて、アーバンスポーツとして一体的にスケートパークを整備することも検討しているところでございます。令和8年度においては、その配置の検討を行う予定でございませう。

以上です。

○青木恒子 ぜひともそっちのほうもしていただきたいというふうに思いますが、緊急課題として、対症療法ではありませんが、庁舎内で空いてるところを提供するというのも前向きに考えていただきたいと思ひます。奈良市のスケートパークとか三重県の松阪スケートパーク、大阪は松原がスケートパークで人口を集めてると、そういうふうにしてスケートパークを核にしたまちづくりっていうのも進んでいるということをお調べしたので、いろんなことの教訓を生かしていただいて、今望んでいる子供たちの要求実現に早急に取りかかっていただきたいというふうに思ひます。

それでは、次の問題に行きます。

## 「二上山の環境問題」

○青木恒子 お手元に写真の資料があると思ひますので、お出しください。

二上山の環境問題についてお尋ねしたいというふうに思ひます。

この配付しているのは、二上山の周辺の電気伝導率図ということについて示しているわけですが、例えば平常だと電気を通すわけですから、純粋な水は数値が低いということなんです。中に、例えば塩とか、いろんな成分が入ってたらこれは数値が高くなるという、そういうふうなものです。

それで、これを見ていただいたら分かりますように、産業廃棄物処理場から流れ出ているこの水が1万1,600、そしてその近くは1万7,500と異常な数値が出ているわけなんです。この数値は、二上山の自然を愛する会の方がそれぞれにわたって水を調査している、この図なんです。こういう数値を見られてどういふふうにお、この問題、図を見て考えられるか、感想をお聞かせください。

○市民環境部長 議員もしくは他の方が独自に実施された水質調査の結果について、市としてお答えすることは差し控えます。一方で、本市としても、水質汚濁防止法第14条の5第1項に基づく生活排水対策に係る施策の一環としてではございませうが、市内主要河川の水

質検査を実施しています。ご指摘の電気伝導率については、環境基準に定める項目には含まれていませんので、そのため電気伝導率に関する数値についてはお答えすることが困難でございます。

以上です。

○青木恒子 まず、この電気伝導率の便利なところは、瞬間に分かるということです。CODとかBODは時間がかかるということで、これはたくさんの方が利用されているものです、電気伝導率は。例えば環境分野でいえば河川とかは湖、雨水の汚れ具合、そして排水でいえば工場からの排水、数値が高いと、これ、排水処理に問題があるというふうに言われています。そして、工場の排水など多くのところで用いられてるということで、これは環境の指標ということで大体の方が理解されてる内容になります。基準には載っていないということではありますが、この図を見て、異常な事態ということについては見ていただいたかというふうに思います。竹田川の電気伝導率が異常に高い数値です。また、私は、これを見て、明らかに竹田川が汚染されていると考えます。以前もCODの値が210と異常な数値が出ているということになりますが、このことについて香芝市はどのような対応をしていくのかお伺いします。

○市民環境部長 河川の水質は、水量や気温などの様々な要因によって変化するものであるため、今後も継続して水質検査を行い、分析結果を注視していく必要があると考えております。また、水質検査の分析に係る数値について、推移を公表するとともに、必要に応じて奈良県と情報共有し、適切な措置を講じるように働きかけていきます。

以上です。

○青木恒子 この竹田川の数値は、桁違いに大きいということが明らかになっています。そして、何で何回も何回も取るかっていったら、先ほど部長がおっしゃったように、日によって違ってくる数値が出るからということでもありますけれども、数百ではなくてこれは万ですから桁違いという数値です。そして、住民の方からお伺いすると、竹田川沿いで菜園、野菜を作っておられる方からも、その水の汚れに対する不安の声、これは健康被害になるんじゃないかという心配の声も聞いていますし、そしてこの竹田川ではガーネットすくいということで観光という視点でもやられているわけですが、水質を監視するということが今本当にまさに必要かなというふうに思うんですけれども、このガーネットすくいとかということについても何か、今はしてはならないとか、そういう通知はしてないんでしょうかね。してませんか。それは危ないなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

水質検査の数値は日によって違うんだけど、香芝市は年に2回、1回だったところを2回水質検査ということをしていただけてますけれども、さらに回数を増やして、この平均とか傾向とかというのを行政としても把握していくべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

○市民環境部長 原則としては、年に2回の水質検査を継続し、経年変化等を監視していき

ます。当該検査において、仮に環境基準項目のうち、人の健康の保護に関する環境基準の項目において基準値を大きく超過する検査結果があった場合等、必要に応じて検査の追加を検討いたします。

以上です。

**○青木恒子** この法律は、環境保全に対する教育とか学習は13条に載ってると思うんですけども、市は環境の保全に関する教育や学習の振興及び環境保全に関する教育活動の充実を図り、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために必要な措置を講ずるといふうにありますけれども、これは環境保全に関する教育、さっき言ったガーネットすくいなどはこれにも関わってくるというふうに思いますので、それをぜひ見ていただきたいというふうに思います。

そして、産業廃棄物の中間処理場の見学について、市民は何度も要請してるんですが一向に返事がないということで、安心して暮らしたいために見学をしたいというふうに言っているのですが、それについては市として何かしていただくことはできないんでしょうか。

**○市民環境部長** 令和7年6月香芝市議会定例会において私がお答弁申し上げましたとおり、事業者に対し見学会に関するご要望があったことはお伝えしております。民間事業者が開催する見学会の実施の予定については、市としては把握していませんが、ご要望があったことについては事業者さんに改めてお伝えいたします。

以上です。

**○青木恒子** ぜひともそれはお願いしたいというふうに思います。多数の方がこれについて心配されています。

そして、この緑のほうの資料を見ていただきたいと思います。

こんなふうが開発されているのを目の当たりにすると本当に驚いてしまうわけですが、果樹園がこういうふうにあって、今小菊栽培地も広げていってる、そしてこの大きなところで産業廃棄物処理場があると、そこから流れている水が汚染されている、このことはこの地図を見ても明らかになってるというふうに思います。この産業廃棄物の中間処理場の見学ということは、市民が健康に不安を感じているから、竹田川に不安を感じているからぜひ見学に行きたいという熱い要望であります。

それでは、先ほど業者には伝えていただくということでしたが、香芝市の環境基本条例の15条と16条について教えてください。

**○市民環境部長** 香芝市環境基本条例の14と15。

15条。

すみません、何条についてとおっしゃいました。

情報の提供、これはお読みさせてもらったらいいいんですか。

香芝市環境基本条例第15条情報の提供「市は、第13条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条」これ、前条っていうのは14条ですね「の市民等が自発的に行う環境の保

全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。」とされています。

○青木恒子 このように書いてますように提供してもらわなければ分からないということですので、ぜひとも自発的に調査している市民団体が見学をしたいという、そういうふうな情報提供をしてほしいということでもあります。

それでは、すいません、16条をお願いします。

○市民環境部長 同条例16条監視等の実施「市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うよう努めるものとする。」。

以上です。

○青木恒子 必要な監視と測定ということで、随時水質検査を増やしていただけてるわけですが、これについても改めて追加していただきたいというふうに思います。そして、香芝市からぜひ見学ということですが、この間ずっとされてないということもありまして、市長にお伺いします。

市長にお伺いしたいのは、私も奈良新聞の2月27日付で、疋田建設の65周年の、そういうところの感謝会か何かで、天王寺であったところで、市長がまずそこに行かれてご挨拶もされていると、そういうふうなところで取引先とかグループ企業が315名集まった集会だというふうにお聞きしています。三橋市長にとっても、その疋田建設の方とつながり、つながりというのか、接点があるということが分かりましたので、市長からもお願いすることはできないでしょうか。

○市長 議員がご指摘の行事につきましては、当該企業グループの記念式典に本市に対しまして、私を含めましてご招待をいただいたという経緯がございます。ただ、個人的なつながりがあるというほどのことではございませんで、本市におきまして長きにわたって事業を展開されまして、地域の経済の発展や雇用の創出に多大なご貢献をいただいているものと認識をしております。ただ、個人的な関わりは、そこまであるかということと必ずしもそういうことではございませんで、私個人として何かお願いするというような関係ではないということをご理解をいただきたいと思いますと思いますが、市としては適切に今後も対処してまいりたいと考えてございます。

○青木恒子 ぜひともお願いしたいというふうに思います。なぜなら、この問題は、香芝市の問題でもありますけれども、今太子町におきましてもこの問題が大きくなってきているところです。そして、これは、二上山ですから、他府県からも心配の声が寄せられていると。そういう状態の中で、香芝市の行政がこれに対してどう向き合っていくのかっていうのが問われていますし、何よりも竹田川の下流のほうで生活してるのは香芝市民です。香芝市民の健康被害につながるようなことがあってはならないと、そういうふうに思いますので、ぜひとも監視、そしてまた施設見学の呼びかけのほうをよろしくお願いしたいと思います。

私からの発言は、これで終わりたいと思います。

